



(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は鳥取市東町一丁目三百五番地に置く。

## 第二章 議 会

(議会の組織)

第五条 組合の議会の議員の定数は十人とし、鳥取県町村会の会長、副会長並びに理事の職に在る者及び鳥取県町村議会議長会の会長並びに副会長の職に在る者をもってこれに充てる。

第六条 組合の議会は、組合長をもって議長とする。

2 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、副組合長が年長の順により議長の職務を行う。

## 第三章 執行機関

(組合長及び副組合長)

第七条 組合に組合長及び副組合長二人を置く。

2 組合長は、鳥取県町村会の会長の職に在る者をもってこれに充て、副組合長は鳥取県町村会の副会長の職に在る者をもってこれに充てる。

3 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、第六条第二項の例により副組合長がその職務を代理する。

(職員)

第八条 組合に吏員その他の職員を置き、組合長がこれを任免する。

(監査委員)

第九条 組合に監査委員三人を置く。

2 監査委員は、鳥取県町村会の監事の職に在る者をもってこれに充てる。

## 第四章 経費の支弁方法及び収益の処分方法

(経費の支弁方法)

第十条 組合の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

一 町村負担金

二 組合の財産から生ずる収入

三 その他の収入

(町村負担金)

第十一条 町村負担金の毎年度の総額は予算をもつて定め、均等割百分の二十、人口割百分の八十の割合をもつて町村に  
分賦する。

(収益の処分方法)

第十二条 組合の財産から生ずる収入が組合の経費を超えるに至つたときは、その超える部分の収入(以下「収益」とい  
ふ)の処分方法は、組合の議会の議決によつて定める。

2 前項の収益の処分方法は、第十一条に規定する町村負担金の分賦の割合に相應するよう定めなければならない。

第五章 雑 則

(脱退町村の還付金)

第十三条 町村が市に合併するため組合を脱退するとき、組合設立の日から脱退の日までの期間におけるその町村が納  
入した町村負担金の全額に相当する金額をその町村に還付する。

附 則

この規約は組合の設立につき許可を得た日から施行する。